

核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイド 及び廃止措置計画の審査基準の策定について

令和 3 年 8 月 1 8 日
原子力規制庁

1. 趣旨

核燃料物質の使用許可を有する使用施設は 199 事業所（うち令第 4 1 条非該当使用施設¹は 188 事業所²）あり、その使用変更許可申請の件数が多いことから、審査を安定的・効率的に進めるため、次の審査ガイドを策定することとしたい。

○核燃料物質の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する審査ガイド（以下「審査ガイド」という。）

また、令和 2 年 12 月 23 日付けで使用規則の一部が改正され、核燃料物質の使用施設等に係る廃止措置計画認可申請における認可の基準が追加される等の見直しがされた。これに先立つ令和 2 年度第 44 回原子力規制委員会（令和 2 年 12 月 9 日）において、核燃料物質の使用は既に行っており、核燃料物質や放射性廃棄物の保管廃棄のみを行っている令第 4 1 条非該当使用施設に向け、廃止措置計画を申請するよう促すこととしており、こうした使用者から廃止措置計画の認可申請が見込まれる。（参考 1）

現在、使用施設に関する廃止措置計画の詳細な審査基準が存在しないことから、次の審査基準を策定することとしたい。

○核燃料物質の使用施設等の廃止措置計画の審査基準（以下「使用施設等の廃止措置審査基準」という。）

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設。

² 令和 3 年 8 月 1 日現在。

2. 審査ガイドの策定

核燃料物質の使用許可を有する令第41条非該当使用施設における核燃料物質の使用の方法は定型的なものが多い。また、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「許可基準規則」という。）への適合性における審査事項が、閉じ込めの機能、遮蔽、火災等による損傷の防止など限定的である。

このような背景から、これまでの審査経験における知見の蓄積を踏まえ、また、申請者側に審査の予見性を与える観点からも、審査ガイドを策定することとしたい。

なお、許可基準規則においては、令第41条該当使用施設³に適用される条項、令第41条非該当使用施設に適用される条項、及び双方の施設に適用される条項がある。審査ガイドは、令第41条非該当使用施設及び双方の施設に適用される条項を策定対象とする。

また、審査ガイドは、許可基準規則及び「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規研発第1311274号。平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「許可基準規則の解釈」という。）の規定を踏まえて策定することとなるが、この策定過程において、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）、許可基準規則及び許可基準規則の解釈の改正の必要性が生じた場合は、これらの改正も併せて行う。

3. 使用施設等の廃止措置審査基準の策定

核燃料物質の使用施設等の廃止措置計画の審査においては、現状、審査基準が存在せず、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（原管廃発第13112716号。平成25年11月27日原子力規制委員会決定）を参照し審査を行ってきたが、発電用原子炉施設等と使用施設等とは、施設の規模、解体方法等に違いがあり、そのまま参照することに困難な部分がある。

³ 令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用している施設。

そこで、廃止措置計画の審査を安定的・効率的に進めるため、また、申請者側に審査の予見性を与える観点からも、まずは必要性の高い令第41条非該当使用施設向けの使用施設等の廃止措置審査基準を策定することとしたい。なお、令第41条該当使用施設については、廃止措置計画の認可申請が当面見込まれないことから、追って検討することとしたい。

4. 今後の予定

9月	原子力規制委員会に審査ガイド等の案を報告、了承
9月～10月	審査ガイド等の案のパブリックコメントの実施 (30日間)
11月	原子力規制委員会決定

(添付資料)

参考1 令和2年度第44回原子力規制委員会資料及び核燃料物質の使用等に関する規則

- 令和 2 年度 第 44 回原子力規制委員会（令和 2 年 12 月 9 日）資料 2（抜粋）

廃止措置計画認可基準の見直しに係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改正及びこれらに対する意見募集の結果について

5. 今後の予定

本改正について、核燃料物質使用者に周知することとし、特に、核燃料物質の使用を終了した使用者に対しては、廃止措置計画を申請するよう促すこととしたい。

- 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（抜粋）

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）から核燃料物質が取り出されていること。
- 二 使用施設（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における核燃料物質の使用が終了していること。
- 三 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 四 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 五 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。